

差止請求書

2023(令和5)年1月5日

〒151-0071

東京都渋谷区本町3-22-1 松本ビル1F

(登記簿上の本店所在地 東京都新宿区中落合1-13-2 グリーンヒル3F)

株式会社リアル

代表取締役社長 小野田 和則 殿

適格消費者団体

特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会

理事長 池本 誠司

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5

TEL048-844-8972/FAX048-829-7444

事務局 加藤



第1 差止請求について

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービス及び契約に関わる調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止め請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

当会は、貴社に対し、消費者契約法第41条第1項の請求として、本差止請求書を差し出します。したがって、当会は、本書が貴社に到達すべき時期から1週間を経過した後に消費者契約法の定める差止請求にかかる訴えを提起することができます。

つきましては、本書面到達後2週間以内に、書面にて貴社の対応をご回答下さい。なお、貴社からの回答の有無・内容等は当会において公表する旨を念のため申し添えます。

記

第2 請求の趣旨

貴社が運営するレッスンスクールの受講契約（以下「本件契約」といいます。）に関し、貴社が使用する規約（以下「本件規約」といいます。）中の下記条項について、使用停止、もしくは適切な内容に修正することを求めます。

記

1 第九条 (返金)

いかなる理由で本契約を途中で解除・解約した場合であっても、入学金は一切返還しないこととする。

2 第二十一条

解約に際して入学金及び受講料、諸費用の返金はありません。

但し、諸事情がある特別な場合は誠意ある相応の合意の上、速やかに手続きを行うものとする。

第3 紛争の要点

1 消費者契約法の規定

消費者契約法 (以下「法」といいます。) 9条は、その柱書において、「次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする」と定めた上で、同条1号において下記条項を規定しています。

記

当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの

当該超える部分

2 本件契約における入学金、及び受講料について

当会に寄せられた情報、資料、及び貴社より提供を受けた資料によれば、本件契約は、タレント・モデルの養成を内容としたレッスン受講を目的としており、月額レッスン料が3万円 (基本コースである6か月コースは受講料18万円・48コマのレッスン、及び8か月コースは受講料24万円・72コマのレッスン) いずれのコースともに別途23万円の入学金がかかること、宣材制作料として別途1万円がかかる事実が判明しております。

3 本件規約について

(1) 本件規約九条について

本件規約第九条は、上記2のとおり、入学金 (23万円) に関し、本件契約を解約した場合、一律、全額について返金しない旨の文言となっておりますところ、当会としては、本件規約九条は、消費者契約法9条1号の対象となる消費者契約の解除に伴う違約金を定める規定であると考えております。

上記のとおり、消費者契約法9条1号では、解除に伴い消費者に請求できる違約金の額は、解除事由・解除時期等の区分に応じて、同種消費者契約の解除に伴

って事業者が生ずる平均的な損害額の範囲内でなければならない旨が定められています。

しかしながら、貴社は、本件規約九条は、解約時期による区分を一切もろけずに、一律に入学金を返還しない旨の規定となっているため、仮に解約時期が契約締結直後であったとしても、文言上、一律に23万円の違約金が生じる結果となっておりまして。

そして、後述のとおり、当会は、貴社に繰り返し、解約時期に関わらず23万円もの損害が生じる理由及び具体的な根拠について説明を求めておりましたが、現時点において、貴社からは、根拠のある具体的理由の説明を頂いておりません。

従いまして、本件規約九条に定める「入学金は一切返還しない」との条項は、消費者契約法9条に規定する、貴社に生ずべき平均的損害の範囲内になく、消費者契約法9条1号に抵触すべき条項であると思料します。

なお、入学金は入学できる地位の対価である旨のご主張もあるところではありますが、当会からの令和3年9月12日付の「お問合せ」第1で詳述しましたとおり、貴社のレッスンを受講できる地位と、大学に入学できる地位とでは全く事情が異なります。

すなわち、大学に入学できる地位そのものに対価性が認められた理由は、①いまだ学生としての地位を有していない時点において②合格者側が、4月1日時点まで入学できる権利をキープできることから、他の大学の合否を待つことができること③大学側は、基本的に1年間、学生の確保ができずに定員割れになるというリスクを負ったうえで④の権利を合格者側に付与していることといった在学契約が有する特殊事情にあります。

貴社運営のレッスンスクールのように、オーディションが年に複数回あり、受けるレッスンの順番に決まりもなく、随時レッスン契約を締結できるといった形態において、上記在学契約の特殊事情を見出すことはできず、「貴社のレッスンを受講できる地位」自体に対価性を見出すことは困難であることは改めてお伝えします。

(2) 本件規約二十一条について

上記のとおり、本件規約二十一条は、解約に際して入学金は返還しない旨の規定となっておりますため、本件規約九条と全く同一の問題点を有しております。

従いまして、本件二十一条に定める「解約に際して入学金及び受講料、諸費用の返金はありません。」との条項は、消費者契約法9条に規定する、貴社に生ずべき平均的損害の範囲内になく、消費者契約法9条1号に抵触すべき条項であると思料します。

なお、受講料に関し、令和4年9月27日に貴社から当会にお送りいただいた資料では、基本コースとして、6か月(<1コマ90分>48コマ)、9か月(<1コマ90分>72コマ)と「30,000円(月額)」との記載、及び宣材制作料として「10,000

円」との記載がございます。

仮に、本件規約二十一条記載の「受講料、諸費用の返金はありません。」との記載の趣旨が、契約の際に全期間の受講料を前払いし、かつ基本コースの途中で解約した場合に、未経過の期間に相当する受講料について返還しない、ということであれば、入学金を返還しない旨の文言の条項と同様、消費者契約法9条1号に抵触する条項となるものと思料します

また、いまだ宣材制作に着手していない段階で契約解除となった場合など、貴社に何らの損害が生じていない場合であっても、「宣材制作」が本件規約二十一条の「諸費用」に該当するために返還しないということであれば、上記同様、消費者契約法9条1号に抵触する条項となるものと思料します。

4 まとめ

以上の点について、当会より、貴社に対して、貴社が、解約時期を問わず、一律に入学金相当額を返金しない規定を設けるのであれば、解約により、契約締結直後であっても入学金相当額（23万円。改定前は28万円）の損害が貴社に生じることを示す具体的事実（契約手続きにかかった費用、書類作成・保管料等として実際にかかる費用等）をお示しいただくよう、繰り返し求めてきたところであります。

しかしながら、上記当会からの求めに対して、貴社は、「業界トップレベルの講師陣から個別指導を受講できる」「単なる座学ではない」といったレッスンレベルの説明や、「新型コロナウイルスが甚大な影響を与えている」「レッスン期間の延長、人数制限の対応をしている」「超過コストは相当」というような、社会的事情等の抽象的説明に終始されるだけで、貴社からは、「解約により、なぜ一律23万円もの損害が生じるのか」について検討できるような具体的な説明、根拠資料については、何ら提供されることはありませんでした。

貴社より、違約金を根拠づける具体的な説明や資料のご提供がなく、当会としては、本件契約の解約に際して、時期を問わず一律に貴社が23万円もの損害を被る理由が不明である以上、そのような根拠がないものと判断せざるを得ません。

以上の次第で、当会としては、本件規約九条、及び二十一条は、消費者契約法9条1号に違反すると判断し、消費者契約法第12条第3項、同第41条に基づき、貴社に対し、請求の趣旨の通り、請求いたします。

第4 訴えを提起する予定の裁判所

東京地方裁判所、またはさいたま地方裁判所

以上